

ごみ減量のための5R

～いつの間にか増えた、 2つのRってなに？～

昔は3Rだった
気がする…



Refuse リフューズ

リフューズとは「断る」という意味で、ごみの発生回避を表します。ごみ減量のためには、まず「ごみとなるものを買わない・貰わないこと」が大切です。

- ◎買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋を断る。
- ◎コンビニのお箸やおしぼりは、本当に必要なとき以外は断る。
- ◎過剰包装は断る。

Repair リペアー

リペアーとは「修理する」という意味です。壊れても、捨ててしまう前に修理できないか考えてみましょう。

- ◎傷ついてしまった家具は、修理して使う。
- ◎着られなくなった洋服は、サイズ直しをする。

ごみ減量＝リサイクルではありません。
まずは「ごみ」を出さないことが重要です。
今後は5Rを意識して、ごみを出さない生活を心がけましょう。

環境清掃課 ☎57・4100

10月はクリーン排水推進月間 および浄化槽強調月間です

環境清掃課 ☎57・4100

生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。生活排水対策は、一人ひとりの取り組みが大きな効果をあげます。皆さんも、できることから始めてみませんか。

●身近な生活排水対策

- ・食へ残し、飲み残しを減らす
- ・排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる
- ・食器や鍋の油污は、まず新聞紙などで拭き取る
- ・洗剤は適量を測って使う



●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理するすべての方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。
浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。



「少しぐらいなら…」、「昔はよかったのに…」とは言うけれど…

野焼きは原則禁止されています！

野焼き（ごみの屋外焼却）で発生する煙が臭い、洗濯物に臭いがつく、体調不良（喘息・のどの痛みなど）を起こすといった苦情が多く寄せられています。また火災の危険性もあり、昨年の市内の出火原因1位が「たき火」であるなど、周りの方々も心配されています。

野焼きは**原則禁止**です。近隣の住民に迷惑を掛けたり、周辺地域の生活環境へ悪影響を与える焼却などは認められません。例外として、たき火やキャンプファイヤーなどの軽微な焼却で認められるものがありますが、蒲郡市火災予防条例に規定する「火災と紛らわしい煙または火炎を発する恐れのある行為」に該当し、消防への届出が必要です。ただし、消防への焼却行為の届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化（許可）されるものではありません。

野焼きをなくすためには

- ▶少量のごみは可燃ごみの収集日に出すようにしましょう。
- ▶草木などを多量に刈った際は、一色不燃物最終処分場に持ち込むようにしましょう。（運搬用軽トラックの無料貸し出しを環境清掃課（クリーンセンター）で行っています。ご利用ください。）



野焼きは法律違反！ 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金！！

問合せ 蒲郡警察署生活安全課 ☎68・0110 （消防本部予防課 ☎68・0937 消防署 ☎68・5119）

環境清掃課 ☎57・4100